

平成30年2月28日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

農業担い手メールマガジン（第243号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

<トピックス>

1. 「経営改善実践システム（新たな農業経営指標）」が変わります
2. GAP認証取得支援事業の公募のお知らせ
3. 「第3回GAPの価値を共有するフードチェーン連携パートナー会」の開催及び参加者の募集について
4. ダットンソバ新品種「満天きらり」への他品種の混入防止マニュアルを作成
5. 青色申告を始めましょう！
6. 収入保険の基準収入を試算してみませんか？
7. 収入保険制度一問一答リレー
8. 農業共済に加入しましょう～農作物共済と園芸施設共済の掛金率が改定されました

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

【1. 「経営改善実践システム（新たな農業経営指標）」が変わります】

農業経営者の皆さんが自らの経営改善のために活用できる「経営改善実践システム（新たな農業経営指標）」が、平成30年4月より、インターネットがない環境の中でも使用できるアプリケーション（以下「PC版」という。）に変わります。

この「PC版」は、一度ダウンロードすれば、これまで同様に、簡単に自己チェックに取り組みます。なお、これまで、「経営改善実践システム」で利用していた経営データは、そのまま「PC版」に引き継ぎます。ログインをしていただき、御自宅のパソコンに保存してください。

本作業は、平成30年3月30日までに行ってください。期限を過ぎると、経営データを引き継ぐことはできませんので、ご注意ください。
詳細は以下のURLをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>

※お問い合わせ先

ヘルプデスク（080-6059-1347）

農林水産省経営局経営政策課（03-6744-2143）

【2. GAP認証取得支援事業の公募のお知らせ】

農業者によるASIAGAP Ver. 2の認証取得支援を目的とした「GAP認証取得支援事業」の公募を、（一社）全国農業改良普及支援協会が行っています。

認証審査費用や、認証取得に必要な研修の受講、施設改修資材の導入に要する費用等が支援の対象となります。

この機会に、GAP認証の取得を目指しませんか。

【公募期間】平成30年2月19日（月）～平成30年3月9日（金）まで

詳しくは、下記URLをご覧ください。

(一社) 全国農業改良普及支援協会HP

<http://www.jadea.org/>

※お問い合わせ先

(一社) 全国農業改良普及支援協会 GAP担当 (03-5561-9562)

農林水産省生産局農業環境対策課 (担当：近藤、後藤) (03-6744-7188)

【3. 「第3回GAPの価値を共有するフードチェーン連携パートナー会」の開催及び参加者の募集について】

農林水産省は、3月19日(月曜日)に本省7階講堂で農畜産物の生産、流通、加工、小売、外食業者の皆様を対象に、日本のフードチェーンにおけるGAPの価値の共有化を図ることを目的とした第3回パートナー会を開催します！

第1回、第2回では農業者から取組を紹介していただいたところですが、今回は食品製造、卸売、小売事業者から取組を紹介していただきます。是非ご参加ください！(申込〆切：3月12日(月曜日))

▼詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kankyo/180222.html>

【4. ダットンソバ新品種「満天きらり」への他品種の混入防止マニュアルを作成】

農研機構が開発したダットンソバ新品種「満天きらり」は健康に良いとされるルチンを多く含み、また「苦みがほとんどない」品種です。今回、「満天きらり」の特長を保った製品を安定生産するための、他のダットンソバの混入防止マニュアルを作成しました。

[農研機構]

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/press/laboratory/harc/079199.html

【5. 青色申告を始めましょう！】

来年1月からスタートする収入保険は、青色申告を行っている農業者が対象となります。また、青色申告には、税制上の様々なメリットもありますので、早速、取り組んでみましょう。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、毎年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申請を行えば、その年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は翌年2～3月)。

今年の期限が迫っていますので、お急ぎください。

▼青色申告の手続について、詳しくはこちら(国税庁HP)

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/09.htm>

▼収入保険のポイントはこちら

http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/syu_nosai/index.html

【6. 収入保険の基準収入を試算してみませんか？】

収入保険の基準収入を試算するソフトができました！

来年1月からスタートする収入保険では、補てんの発動基準となる基準収入は、「農業者ごとの過去5年間の平均収入」とすることを基本としていますが、実は、より最近の経営の実態を反映させるため、規模拡大や収入の上昇傾向を反映できる仕組みが組み込まれています。

ご自身の過去の収入金額、農産物の作付予定面積などを入力するだけで、基準収入を試算することができますので、ぜひ体験してみてください。

▼シミュレーション掲載ページはこちら

http://nosai.or.jp/nosai_kasou/171110Release.html

【7. 収入保険制度一問一答リレー】

農水省・農業者netに2月に掲載した、Q71～78をご紹介します！

<Q71> 加入申請後に営農計画を変更した場合、保険期間の営農計画の修正や、保険料・積立金の納付額の修正はできるのですか。

A 保険期間中に、農産物の種類や作付面積など営農計画の記載事項を変更する場合は、原則として、作付後1ヶ月以内に、営農計画の変更申請をしていただき、基準収入や保険料・積立金を再算定することとしています。

なお、営農計画の変更については、保険期間中いつでもできることとしています。

<Q72> 農業共済組合の組合員が収入保険に移行しても引き続き農業共済組合の組合員になれますか。

A 現在農業共済組合の組合員である農業者が、収入保険に加入した場合、当該農業者は共済事業を利用しなくても、農業共済組合の定款で定めるときは、引き続き農業共済組合の組合員でいることができます。

これにより、引き続き、農業共済組合の役員の選任や総会・総代会での議決権の行使など組合の事業運営に参画することができます。

<Q73> 収入保険とその類似制度が並存することとなりますが、将来的には一つの制度に収れんさせる考えなのですか。

A 収入保険と収入減少を補てんする機能を有する類似制度との関係については、それぞれの制度の対象者、補償内容等が異なる中で、国費の二重助成を避けつつ、農業者がそれぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネットを利用できるよう、選択加入としています。

既存の制度と選択加入とすることにより、個々の農業者のニーズ、実情に応じた対応も可能となります。

このため、まずは、本制度の普及を促進し、安定的に運営することにより、農業者の経営発展と農業の成長産業化を後押しすることとしています。

<Q74> 生産調整とのリンクがなければ、米の過剰生産を招くのではないのですか。

A 米政策の見直しに関しては、平成30年産から、行政による生産数量配分に頼らずとも、農業者自らの経営判断により、需要に応じた生産が行われるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組んでいます。

国としては、そのための環境整備として、

- (1) 全国の需要見通しに加えて、各産地における販売や在庫状況などに関するきめ細かな情報提供や
- (2) 麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の生産に対する支援等を行っているところです。

収入保険は、こうした枠組みの下、主食用米について需要に応じた生産が行われる中で導入するものであることから、米の過剰生産を誘発することにはならないと考えています。

<Q75>青色申告を行っている農業者が経営を移譲した場合、その青色申告実績は引き継がれるのですか。

A 青色申告を行っている農業者が、経営を移譲する場合の青色申告実績の取扱いについては、

- (1) 譲受人が青色申告を行う者であって、
- (2) 経営移譲の前後で事業の同一性が認められる場合は、青色申告実績を引き継ぐこととします。

例えば、青色申告を行う子へ親の経営をそのまま移譲する場合は、青色申告実績を引き継ぐことができます。

<Q76>家畜伝染病予防法や植物防疫法に基づいて支払われる手当金等は、対象収入となるのですか。

A 家畜伝染病予防法や植物防疫法に基づいて支払われる手当金等は、家畜のと殺や植物の廃棄等の強制措置により失った販売収入を補償しているものであるため、対象収入に含まれます。

<Q77>野菜等では、価格が著しく下落すると、出荷しても赤字が増加することから、収穫を中止する場合がありますが、その場合はどう取り扱われるのですか。

A 価格の著しい低下により出荷しても赤字が増加するため収穫を中止したことにより収入が減少した場合についても、補償の対象となり得ます。ただし、事故発生の通知を受けて、収穫の中止が野菜需給均衡総合推進対策事業のように地域ぐるみで行われているものであるかなど、個別に事情を確認して判断します。

<Q78>過去5年間に、所得がなく青色申告を行わなかった年があった場合、基準収入はどのようにして設定するのですか。

A 基準収入については、加入申請の年までの連続した過去5年間の平均収入(5中5)を基本とすることとしており、その間に、青色申告を行わなかった年があった場合は中断し、その年の翌年から加入申請の年までの青色申告実績を活用して平均収入を計算することになります。

収入保険制度一問一答リレーのバックナンバーはこちら

http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/syu_nosai/lq1labackn_umber.html

☆★動画「10分でわかる収入保険のポイント」も是非ご覧下さい。☆★
http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/syu_nosai/index.html

お問い合わせ先
農林水産省 経営局保険課
電話番号：03-6744-7147

【8. 農業共済に加入しましょう～農作物共済と園芸施設共済の掛金率が改定されました】

台風などの自然災害による収穫量の減収や園芸施設の倒壊などの損害が発生した場合に共済金が支払われる保険（農業共済）の掛金率が改定されました。

全国平均で、米を対象とした農作物共済は約2割、パイプハウスなどを対象とした園芸施設共済は約1割引き下げられます。

災害に備えてぜひ加入しましょう。

農作物共済の掛金率の詳細はこちらから

http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/s_kokuzi_tuti/20180131_279.html

園芸施設共済の掛金率の詳細はこちらから

http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/s_kokuzi_tuti/20180131_281.html

お問い合わせ先
農林水産省 経営局保険課
電話番号：03-6744-2175

◆◆◆編集後記◆◆◆

2月の上中旬は寒さが厳しく、外出時は常に重装備でしたが、最近はやさしい風が身体に堪えるよりも、目や鼻へ刺激が気になるようになりました。

花粉シーズンが本格化してきております、皆さまもマスクや目薬を常備するなどの対策を心がけてください。（松本）

経営局公式facebookページ「農水省・農業経営者net」

→ <http://www.facebook.com/nogyokeiei>

■ ご意見・ご質問はこちら

→ <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/keiei/180817.html>

■ 「新たな農業経営指標」を活用しましょう！

（3つのステップで経営改善！）（農林水産省HP）

→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>

■ 地域の人と農地の問題を解決しませんか？（パンフレット）

→ http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/pdf/hito_nouchi_booklet.pdf

「農地中間管理機構ホットライン」

電話 03-6744-2151（受付時間 平日9時30分～17時00分）

E-mail kikou@maff.go.jp



○ 電子出版：農業担い手メールマガジン

○ 発行日：毎月1回発行

○ 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：渡辺、飯尾、松本

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

